

# ご参考：責任投資原則 (Principles for Responsible Investment)

- ・2006年4月国連グローバルコンパクト+国連環境計画金融イニシアチブが共同で策定。
- ・2006年策定時点で、71機関(総資産5兆ドル)が署名。(Calpers, FRR, ミュンヘン再保険、BT年金、ハーミーズなど。日本は三菱UFJ信託、住友信託、大和投信投資顧問、損保ジャパン、キッコーマン年金基金)→2007.4現在140以上の投資家・運用機関が署名。(日本は、その後ニッセイアセット、三井トラスト、みずほ信託、太陽生命、が追加)。

## <6原則>

- ・投資分析と意志決定のプロセスにESG\*の課題を組み込む。
- ・積極的な株式所有者となり株式所有方針と株式の所有習慣にESG問題を組み込む。
- ・投資対象に対して、ESGの課題についての適切な情報開示を求める。
- ・資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるよう働きかける。
- ・本原則を実行する際の効果を高めるために、協働する。
- ・本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告する。

\* ESG: Environment, Social, Governance=環境、社会、ガバナンス

出所) <http://www.unpri.org>、

市場参加者の認識・考え方が徐々に変化

# ご参考:各主体ごとの金融責任

図表6)SRI拡大のための各主体の役割

|            |   |
|------------|---|
| 企業・事業者     |   |
|            | 投資判断に資する情報開示を推進する                         |
|            | 資産の運用主体としての取り組みを推進する                      |
|            | 自身のCSRの取り組みを進化させる                         |
| 金融機関       |   |
|            | 魅力ある、社会的課題に配慮した金融商品作りに取り組む                |
|            | 社会的課題に配慮した金融商品の売り手としての資質を向上させる            |
|            | 企業に対する評価の透明性を確保する                         |
|            | 銀行の場合は、融資方針に環境・社会性への配慮を盛り込み、預金者にも分かるようにする |
|            | 社会的課題に配慮した金融の規模を拡大させる                     |
| 機関投資家      |   |
|            | 年金基金の受託者責任の考え方を見直す                        |
|            | 投資パフォーマンスの適正な評価を行う                        |
| 個人の投資家・預金者 |   |
|            | 自らの資金の使われ方に関心を持つ                          |
| 行政         |   |
|            | 国民1人ひとりへの普及啓発を推進する                        |
|            | 開示すべき情報を整理・提示する                           |
|            | 行政自体がひとつの経済主体としての取り組みを推進する                |
|            | 社会的責任投資の実態を把握する                           |
|            | 省庁の垣根を越えた政府一体の取り組みを推進する                   |

出所)環境省「環境等に配慮した『お金』の流れの拡大に向けて」2006.7を元に加筆修正

ご清聴ありがとうございました。